

昭和二十四年三月十九日 昭和二十六年十月二十五日印刷 (毎月一日発行)
第三種郵便物認可 昭和二十六年十一月一日 発行

建築（社会）

日本建築協會

VOL-32

1951

11

*The Architectural
Association of Japan*

三星印

アスファルトタイル



・規格・

1. US. Federal Spec. SS-T-306aに従って製造し
弊社は該規格以上の製品を
売出してゐる

2. 寸法は9"×9"× $\frac{1}{8}$ ". 12"×
12"× $\frac{1}{8}$ "厚さはこの外
 $\frac{3}{16}$ " $\frac{1}{4}$ "のものも出来る。

MITSUBOSHI



TRADE MARK

3-STAR

防水材料下葺材として…

30有余年の歴史をもつ

1. 色 20種類基本カラー
マーブル及単色

2. 1坪価格 貼上
5000円以下

三星印 アスファルトルーフィング

製造元・田島應用化工株式会社

工場及小台営業所、東京都足立区小台町633 TEL.足立2569 王子(81) 3339: 3379: 2681

本社及神田営業所、東京都千代田区神田小川町1-6 TEL.神田(25) 1549. 5384

大阪出張所、大阪市西区京町堀上通1-14 TEL.土佐堀(44) 0809. 0810. 1773.

会 告

離宮と西陣織川島工場見学会開催

11月は京都支部と共催で桂、修学院離宮と西陣織物工場を下記に依り見学する。借切バスで錦秋の洛中洛外をドライブしながら一日の行楽を共にせんとする希望の士は満員にならぬ内申込下さい。

1. 日 時 11月21日(火) 午前10時、晴雨不論 1. 集 合 所 京都駅前(10時20分借切バス乗車出発)

1. 見 学

A 桂 離 宮 11時～12時

B 川島工場 1時～2時(上京区東堀川一条上ル川島織物工業株式会社)

C 修学院離宮 3時～4時 5時京都駅にて解散予定

1. 申込締切 15日迄に会費50.00添へ年令職業身分記入申込の事、但予定数に達した時〆切る。

D 宮内庁へ願書提出のため職業社長部課長身分年令詳記の事。

E 申込は整理上京都支部の方も本部宛の事。

G 会員外の参加と会員章着用なき方はお断の事。

F 中食持参(中食時間は川島工場見学中予定)借切バス以外の交通費自弁の事。

H 本催は休祭日離宮不開放と工場電気関係で此の日に定めた事を読されたい。

(1) 桂と修学院はいつの見学も多数の申込みを受けるが人員其他宮内庁で極度に制限され会員各位に不満を感じられているので近年毎年の行事として此の見学会を開催しているが今年も不変人員制限ある事を予め諒承の上申込みたい。

(2) 西陣織も久しき以前見学したが戦後再度開催の希望の声が相当あるので之に応えるため川島工場の快諾を得て離宮見学と組合せた。

○西陣織の名声は既に周知の通りであるが其歴史は遠く延暦の頃に始り京都に遷都後朝廷の典礼に用いられて発達爾來幾度かの兵乱に罹つたが今次大戦に京洛の地が無事であつたのは幸いである。川島工場は天保14年創業初代甚兵衛氏より百年を経て現在の社長は四代目である。明治時代には屢渡欧幾多の研鑽を積まれ機業発達の功により36年勲6等瑞宝章を授けられ又帝室技芸員に任ぜられるなど京都機業の中樞を占め綴錦大成と共に今や西陣の名は全世界に響いている。工芸品として又高級織物として至宝の技術陣を容しているが戦後美術工芸呉服帯地は素より装飾用及服地等一般の普及に一層の研究を続けつつ父祖の伝統を活かして新時代に添う様努められている其特種と特技よりなる一貫作業の状況を当日見聞せんとするものである。

日本建築協会会勢委員会・日本建築協会京都支部

昭和27年度「建築と社会」表紙図案募集

昭和27年度の本誌の表紙図案を募集致します。本誌の性格にふさわしい清新な図案を希望致します。

下記要項によつて御応募して下さい。

1. 応募資格 本協会々員に限る。

2. 提出図案 縦8寸5分横6寸のケント紙又は画紙に正確に描くこと。

3. 必要條件

①「建築と社会」「日本建築協会」の文字を日本語で挿入すること。

②巻号及び西暦年号を示す文字を入れること。巻号及び西暦年号は日本語又は英語とすること。

③協会名を示す英文を挿入しても差支えない、その場合 The Architectural Association of Japan とすること。

d. 挿入文字はすべて左横組とすること。

e. 色は2色刷とすること。

4. 暗 号 応募図案の裏面に暗号(文字に限る)

を附し、別に暗号を表記した封筒中に応募者の暗号及び住所氏名を記した紙片を封入すること。

5. 提出先 大阪市北区中ノ島3ノ3朝日ビル内日本建築協会編集委員会

6. 提出期限 昭和26年11月30日迄に到済のこと。

7. 発 表 昭和27年1月誌上。

8. 賞 金 1等1名金5,000円
佳作3名各組1,000円

9. 備 考 応募図案は返却しない。採用図案の著作権及び版權は当協会に帰属するものとする。又採用図案の一部の意匠を変更することがある。この図案募集に関する質疑には応じない。

日 本 建 築 協 会

会 告 (建材審査の件)

予而申出のあつた防水剤ウオータイト審査の件は鋭意調査研究中の処本年10月5日審査会の結果本委員会の規程に従い下の通り証明書を発行した。

品 等 証 明 書

1. 品 名 セメント防水剤ウオータイト号
 1. 製造社名 株式会社日本セメント防水剤製造所 (兵庫県宝塚高台上ノ池北)
 昭和24年11月21日提出された資料につき本会建材審査委員会に於て審査の結果下記に依り
 吸水度並に耐圧強度良好にして浸透遮断率高度なるものと認める。(本証明は向
 ら1ヶ年有効とする)

昭和24年10月5日

社団法人 日本建築協会会長 竹 腰 健 造 ㊤

日本建築協会建材審査委員会委員長 置 塩 章 ㊤

ウオータイトB号(15倍液入モルタル)試験の結果

1. 吸水度は大凡混入せざるものの三分の一程度。 2. 耐圧強度への影響は殆ど認めぬ。
 3. 浸透水を遮断する率は相当高いものと認める。 以上

日 本 建 築 学 会 一 般 講 演 会

日本建築学会秋季大会に際して、下訳の通り一般講演会が開催されます。極めて有益且つ興味ある内容です。から、日本建築協会会員も会員外一般の方も奮つて御参加下さい。

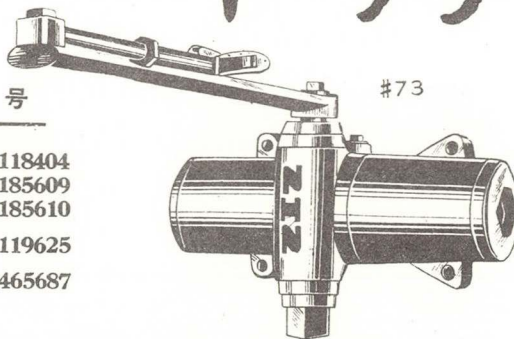
日 時 昭和26年11月24日午後1時半より
 会 場 大阪市中ノ島朝日新聞社講堂
 講 演 大阪市建築局長 伊東五郎氏(30分間)
 講演及映画 近畿地方建設局営繕部長小島新吾氏(アメリカ新建築、1時間)
 講演及幻燈 清水建設株式会社設計部長 橋本文夫氏(ヨーロッパ新建築 1時間)
 映 画 C I E提供 ニューヨーク国際連合会館(30分間)

主 催 日 本 建 築 学 会
 後 援 日 本 建 築 協 会

故障絶無の (NHN) 優秀品 ニツカナ ドアチエック

特 許 番 号

日 本 118404
 185609
 185610
 米 国 2119625
 英 国 465687

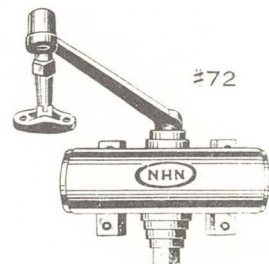


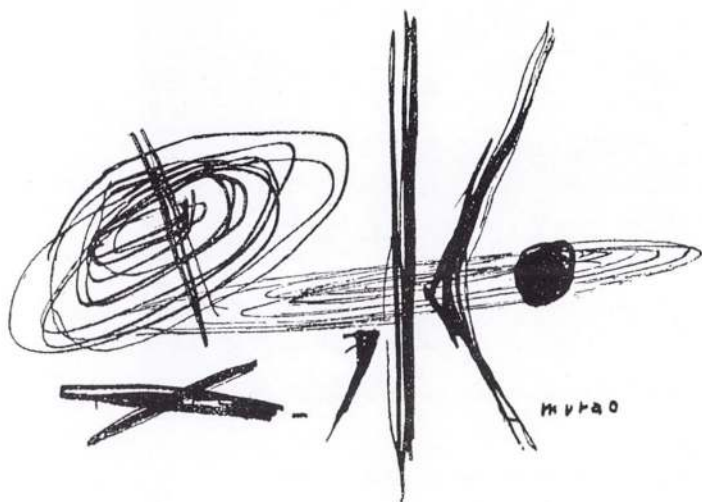
本機の特長

世界で唯一の新機構
 取付至極簡単
 在來品の $\frac{1}{3}$ の軽量
 外形優美。故障絶無
 左、右開勝手取付自由

製造元 發動機製造株式会社
 發賣元 日本金具製作所
 大阪出張所

大阪市西区江戸堀下通一ノ八
 電話土佐堀(44)1060・3574番





建 築 と 社 会

1 1

1 9 5 1

新 建 築 紹 介

DOWNTOWN OASIS.....	2
アポロ座.....	4
協和銀行船場支店.....	7
阪急航空ビルディング.....	8

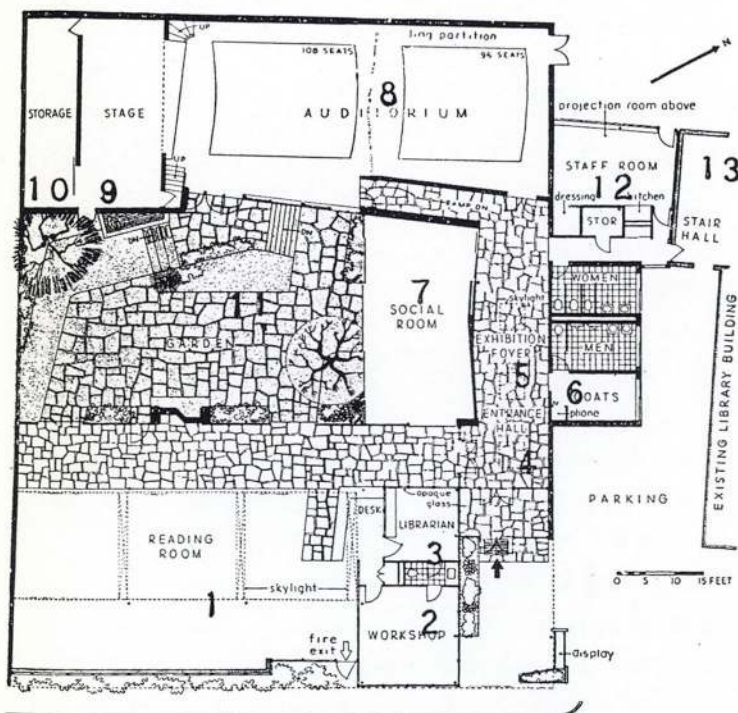
記 事 欄

設計業務への私見.....日野勝好.....	11
此の頃思うこと.....竹内成夫.....	13
建築事務所のあり方.....小西 岬.....	14
法定建築士の横顔.....小川誠耳.....	17
建築積算便覧(第17回).....	19
会員動静及会務.....	21
昭和27年度「建築と社会」表紙図案募集	



DOWNTOWN OASIS *Magazine of Building, July, 1951*

19世紀の建物の図書館に接続してつくられた若人のための教養施設である。狭い敷地に中庭をとりこんだU字型の建物で、図書館、劇場、小集会室、展示会場等、各方面に利用されるように平面計画に苦心が払われている。画家や彫刻家が協力して、建物の内外に沢山の装飾が施されているが、着色珪瑯びきの型鋼材等の卑俗に流れ易い材料を使用したにも拘らず、高尚な感じを与えている由である。(写真では判然としないが……)又照明、音響設備にはマサチューセッツ大学の専門家が参画して種々の新工法が採用され、大きい効果を収めている。多方面に利用しなければならない小都市の公民館等の計画に一つの示唆を与えるものと考えられる。



所 在 マサチューセッツ
州フィッチバーグ
建築家 カール・コッホ

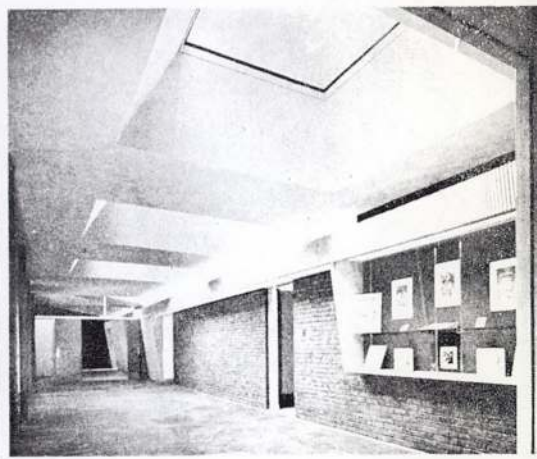
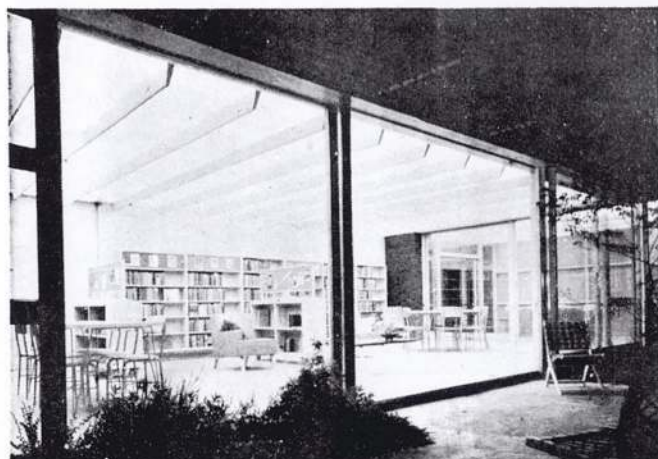
平面図説明

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 図書室 | 7. 社交室 |
| 2. 作業室 | 8. オーデイトリウム |
| 3. 図書係室 | 9. ステージ |
| 4. 玄関ホール | 10. 倉庫 |
| 5. 展示会用歩廊 | 11. 中庭 |
| 6. クロークルーム | 12. 主事室 |
| | 13. 旧館 |

図書室——天井にとりつけられた
蛍光灯が、半透明、波型のプラス
チック板を透して理想的な照明をす
る。プラスチック板を支持している
棧は多孔のステンレス鋼板製で、中
にガラスファイバーが充填され、音
響吸収上の機能を持つている。



オーデトリウム（写真右）——
中央に間仕切があつて大、小2種
の集会に使われることが出来る。波
状をなす天井はオーク材の貫で構成
され、反響を吸収する。社交室（写
真下）——レコードコンサート等の
小集会に利用される。展覧会用歩行
廊（写真右下）——壁面は多孔石綿
板（裏面にガラスファイバー充填）
貼付。天井にはプラスチック板の天
窓がある。





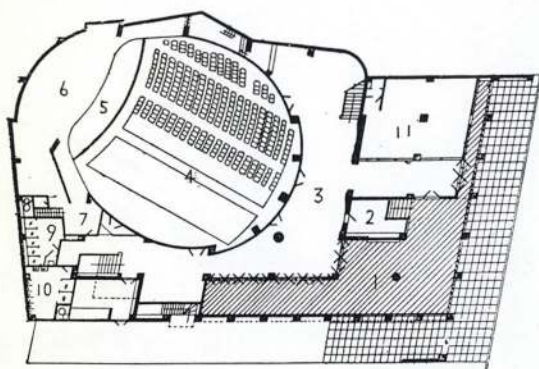
アポロ座

位置 大 阪 市 阿 倍 野
設計 村 野、森 建 築 事 務 所
施工

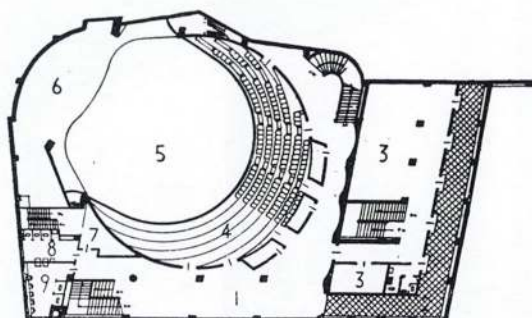
主 体 工 事 清 水 建 設 株 式 会 社
暖 房 工 事 山 田 工 業 株 式 会 社
電 気 工 事 浅 海 電 気 産 業 K. K.
衛 生 工 事 K. K. 西 原 衛 生 工 業 所

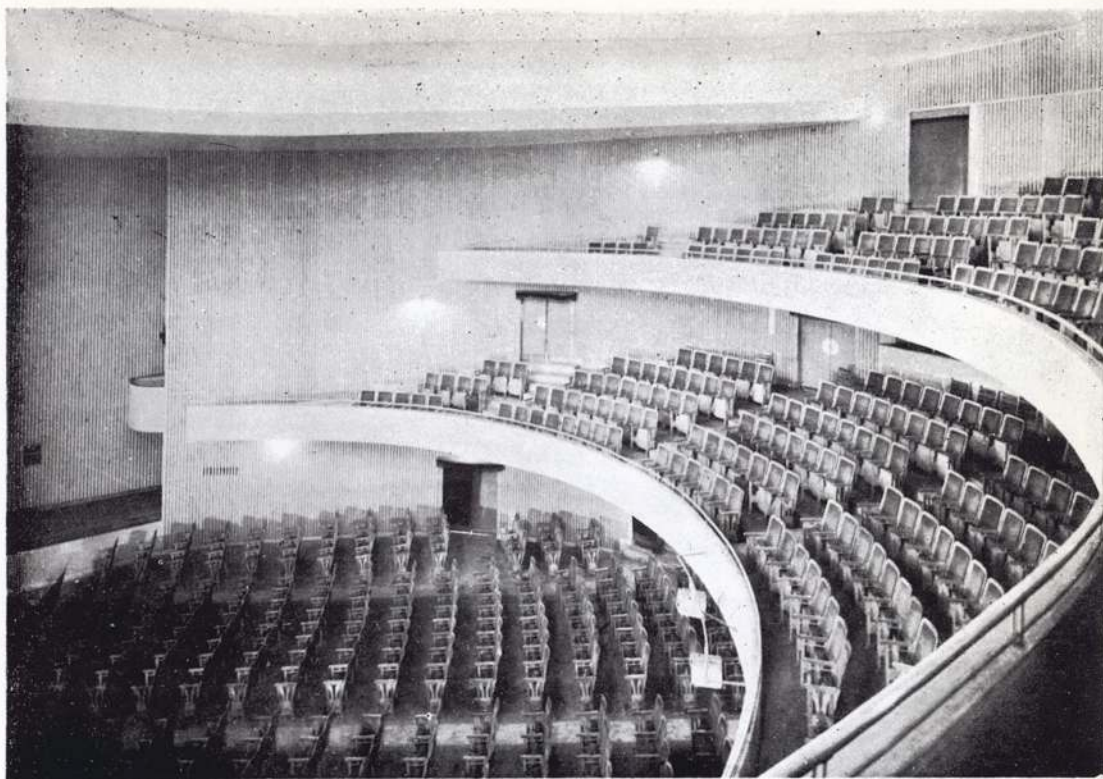
建築面積	1	階	329.44坪
	他にコンコース		48.40 //
	2	階	228.40 //
	他に吹抜		101.04 //
	バルコニー		30.15 //
	3	階	152.74 //
	他に吹抜		176.70 //
	屋	階	18.90 //
	ファソルール		13.65 //
	地	階	28.50 //
	延面積計		1127.72坪

1 階 平 面 図



2 階 平 面 図





平面図説明

地階

1. 電気室
2. 蓄電池室
3. ボイラー室
4. 水槽
5. 石炭庫

1階

1. コンコース
2. 切符売場
3. ホール

4. 客席

5. オーケストラピット

6. ステージ
7. 控室
8. 浴室
9. 婦人用
10. 男子用
11. 貸室

2階

1. ホール
2. バルコニー

3. 事務室

4. 客席

5. 吹抜
6. ステージ上
7. 控室
8. 婦人用
9. 男子用

3階

1. ホール
2. 吹抜
3. 客席

4. 客席上吹抜

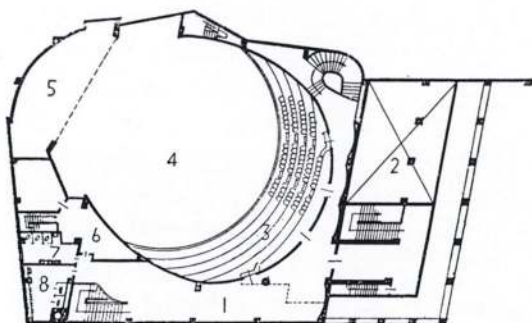
5. ステージ上部

6. 投光室
7. 婦人用
8. 男子用

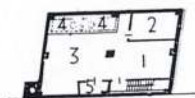
中4階

1. 屋根裏
2. バルコニー
3. 映写室
4. 放送室
5. 控室

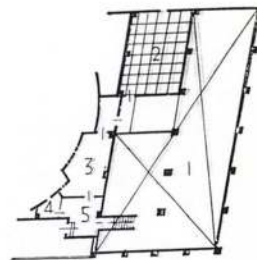
3階平面図



地下平面図

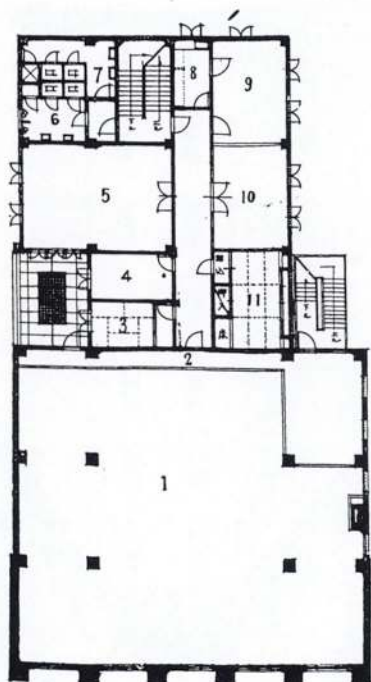
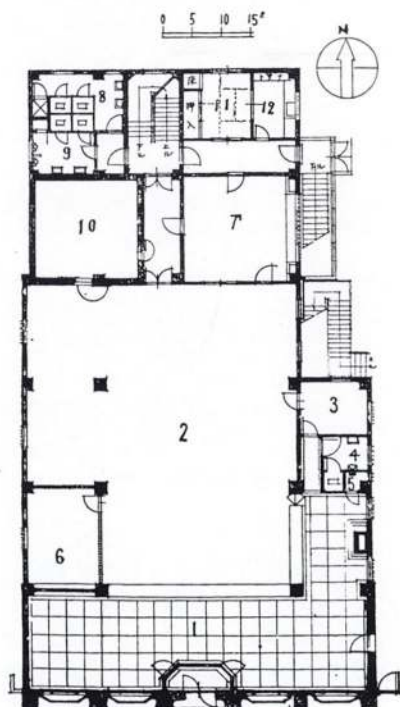


中4階平面図



協和銀行船場支店

位置 大阪市東区本町2丁目
設計 協和銀行營繕課
施工 主体工事 株式会社大林組
暖房、衛生 須賀工業株式会社
電気工事 株式会社大阪電気商会



平面図説明

1 客 階

1. 客 溜 室
2. 客 業 室
3. 応 接 室
4. 客 用 便 所
5. 公 衆 電 話
6. 出 納 室
7. 支 店 長 室

8. 女子用便所
9. 男子用便所
10. 金 庫 室
11. 小 使 室
12. 炊 事 室
- 2 階
1. 営 業 室
2. ギャラリー
3. 女子更衣室

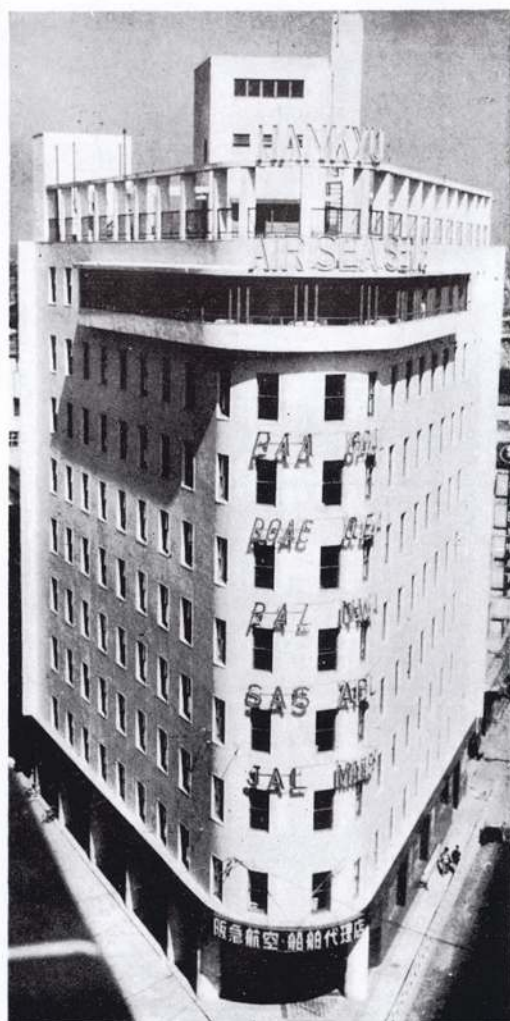
4. 男子更衣室
5. 会 議 室
6. 男子用便所
7. 女子用便所
8. 炊 事 場
9. 食 堂
10. 応 接 室
11. 宿 直 室





阪急航空ビルディング

設計・施工	竹中工務店
設計担当	小川正
構造担当	小泉昇
所在	大阪市北区角田町33
構造	3階床迄 鉄骨鉄筋 コンクリート 4階以上 鉄筋コン クリート
坪数	建坪 139坪44 延坪 1,611坪591
軒高	102.2尺
深サ	31.5尺
竣工	昭和26年8月10日
鉄骨工事	大阪鉄工株式会社
衛生給排水	株式会社栄興商会
冷暖房空調整	高砂熱学株式会社
昇降機工事	三菱電気株式会社

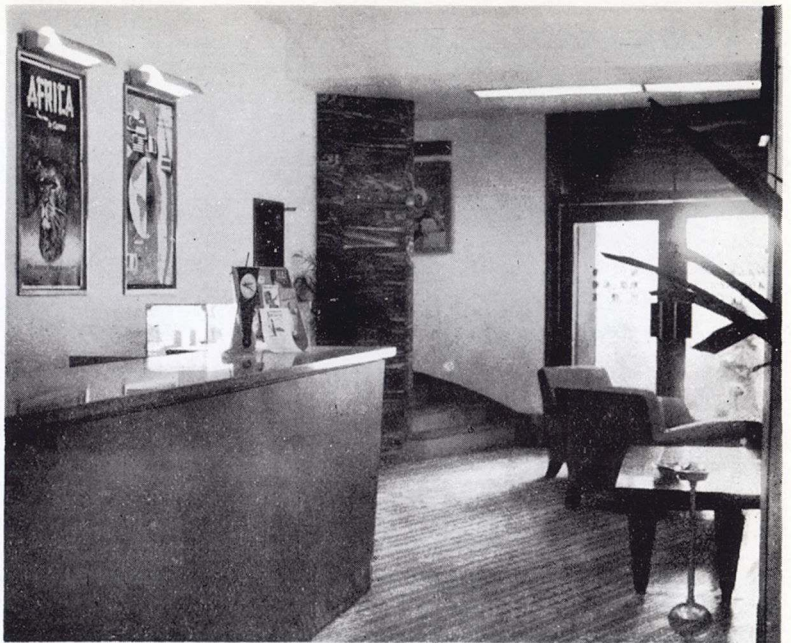


大阪に於ける戦後最初の高層建築として竣工したこの建物は昭和14年に梅田会館として地下2階、地上8階建の食堂、グリルと喫茶、クラブ等を主としたものとして着工されましたが、当時の鉄鋼制限の為、地上1階迄でその計画を放棄せざるを得なかつたのであります。

今度の増築工事はその地上1階をそのままとし2階よりの階高をきりつめて9階建とし以前の計画より1階分の床面積の増加をはかりました。各階共有効面積100坪前後の各階単独の事務室として計画され、エレベータ2基、階段2ヶ所、男女別化粧室、湯沸室等完備し、共用面積に対する比率は約74%であります。

建築意匠としては建築費の節減を第一義として外装暗黄色タイル貼とし、鋭角部分の取扱いも両側の面をそのまま円弧にそつて連絡しそれに9階前半の出窓、屋階の列柱等がこの建物の性格を表現しています。それはクルーザースターンの巨船の船尾とそのハウスを連想させます。

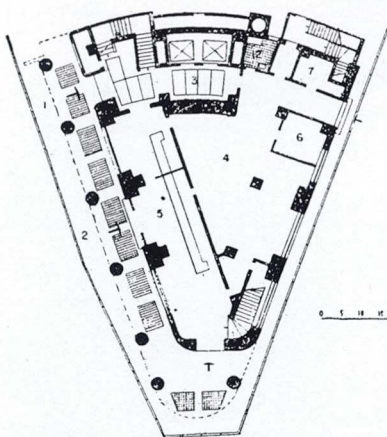
構造設計としては鋼材を節約し既設部分との接合の完璧を期する為、3階床迄鉄骨を使用し、それ以上は鉄筋コンクリート造としました。「セメント」は工期短縮と高強度を得る為に早強セメントを使用し、且つ「コンクリート」には空気連行剤「ダーレックス」を用い好成績をおさめると共に、鉄筋の接手には「フラツェバット」溶接工法を使用する事により鋼材をさらに節約する事が出来た事などと共にこの条件に対する施工上の無事故等を特記する事が出来ます。



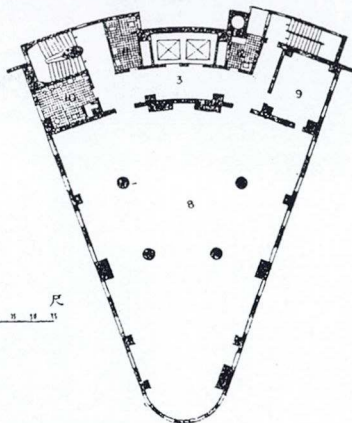
上図及び中図
I. T. S. 客溜

平面図説明

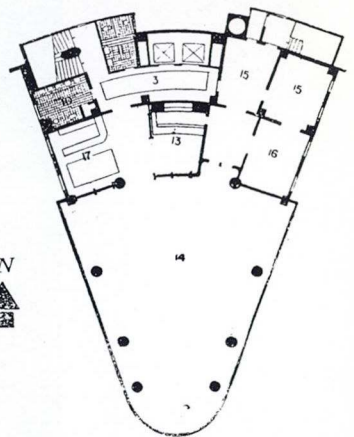
- | | |
|--------------|--|
| 1. ビルディング入口 | |
| 2. I・T・S入口 | |
| 3. エレベーターホール | |
| 4. I・T・S事務室 | |
| 5. 客溜 | |
| 6. 税関 | |
| 7. 倉庫 | |
| 8. 事務室 | |
| 9. 小男子便 | |
| 10. 男女子便 | |
| 11. 湯沸 | |
| 12. 酒場 | |
| 14. 食堂 | |
| 15. 厨房 | |
| 16. 配膳 | |
| 17. 待合 | |



1階平面



基準階平面



9階平面



主 要 設 備

冷 暖 房 設 備

50往復動力圧縮機4台を装置する熱ポンプ方式を採用し夏季 80°F 冬季 70°F 温度60%を保つものとする。

衛 生 設 備

市井・井水の二系統とし、共に地

下2階に設置せる15HP ポンプにて自動的に屋上水槽に揚水する。排水は下水本管に直接放流とし地階用は分離槽を通じポンプアップし下水本管に接続する。

消 火 栓 設 備

非常の際地下2階の消火ポンプの

自動操作により圧力水槽を経て各階室内消火栓に送水する1階屋外にサイヤミーズコンネクションを装置する。

エレベーター

可変電圧歯車式25HP容量1100瓩、速度90米/毎分2基を装置する。



設計業務への私見

日 野 勝 好

いよいよ多年待望の建築士法が制定せられ、明年4月からは特定の建築物は建築士の免許をうけたものでなければこれが新築等の場合にはその設計又は工事監理ができないことになった。

そしてこれと時を同じくして制定せられた建築基準法及びさきに決定をみた建設業法の実施と共に建築物の質的向上が期待されることになったことは誠によろこばしいことであり、今後は建築士の社会的地位や権限が技術の進歩と共に向上発展することと考えられる。今回の建築士考査決定の結果よりみれば建築士の質的比較の点では尚諸外国のそれに比してかなりの遜色を感じしめるものである。

建築物の設計業務とは、千種万別の建築資材を自由に利用し、これが実施に必要な図面及び仕様書を作成する総合取りまとめの仕事といえることができる。もちろんこれには設備をふくむ意匠計画はもとより、建築の構造力学並びに材料力学的なとり扱い、さらに建築基準法並びにこれらに附随する種々な関係法規に適合したものでなくてはならない。

一般に建築物は建築主の企業計画の線に沿って設計されるものであるが、従来わが国に於ては設計業務が完全に独立制をもたなかつた慣習上、官庁、会社、及び建築総合業者(工事施工者)がそれぞれ設計業務を担当する技術者陣(建築士)をもち設計専門の建築事務所と同様の設計業務をなしてゐる。さらに木造建築物専門の大工棟梁のような技術者もこれと類似の設計業務をしてゐる。

この独立制については従来より色々説があつたが今回の建築士法においてもその帰属についての確たる規定がない。これはわが国と国情を異にしている諸外国の建築士の設計業務方式とは多少趣がちがう点である。従つてアメリカの建築士が確保する社会的地位や技能手腕に建築主が絶対的な信頼性をおくものとは素より差異がある。又アメリカに於ける技術者団体のもつ技術的なプライドは決して資本家に盲従しないものであつて、義務と責任の遂行はあくまで厳正である。

広島のア・B・C・C.の工事を通じてアメリカの建築士に知遇を得たので機会をみてはあちらの設計業務の方法を問うたのであるが、結論としてはいつでも建築士は建築主の代人であり、何人からも制約を受けることなく設計書類(図面、仕様書、契約書)を作成することができるものである。しかし極く特別の場合を除いては建築資材のカatalog集より選脱することは許されないものである。日本で工事施工者が設計業者を兼ねていることは

了解できない、これはその組織と機能が根本的に異なるものであり、又慣習もあるので此れは一言にしてはいえないが今後においては設計技術の向上のためにも一考を要する問題と思うと聞かされていた。すなわち、理想論からいえば設計は専業事務所で、施工は建設業者でなすことに異論はないがこれには今後における建築主の理解と建築士の大いなる自覚がなくてはならない。

わが国の在来の事業家或は企業家、すなわち、建築主の一部には建築設計者や工事施工者が工事材料又は施工方法等について合理的に、しかも精細に調査研究の上決定した工期等についても、利益のため、見栄のため、広告のため、等でいたづらにこれを短縮することを強要するようなことがまゝあつた。これは正しい建築をする方式ではないものである、もち論建築主は一時たりとも工事資金の固定する不利益をおそれ、或は投資的なビルディング、会社事務所のごとき建築物なれば一日も早くこれを利用して経営せんとし、工場建築のごとき生産に直接関聯する建築物は一日でも早く使用して機械の運転を開始し製品を市場に出したいと思うのは当然であるが、これがための超短日時の設計及び施工の要求等も完成した建物の質の向上のためには改める必要がある。又一方において建築士も技術を常に錬磨し研究し、設計業務の完全と迅速さは建築主のよき代人としての厳正なる工事監理と指導をなすことはともに必要であり、そして常に時代の要求を設計上に反映する用意と準備の完璧であることが必要である。

さて、現在において建築主が設計を依頼する場合を大別すると、建築物が商品として企画されることと、生産またわ他の企業の一翼として利用されることである。もとより建設主が建築事業を企画することは非常に投資であり大いなる企業である。前述の何れの場合にしても建築物は企業の要素の重要な部分を占めるものである。すなわち設計者としてはその帰属のいかんを問わず常にその企業目的にそぐべく全力をつくすことには当然であらう。建築主自体がもつ設計部門は建築主の意図や性格に常に充分同調できることは、論ずるまでもないことである。大工棟梁が設計する場合も大体同調と考えられる。残る問題として設計専業事務所と建築総合業者の設計部門に依頼する場合となる。これはさきにのべたごとく吾が国においてのみある特殊な存在である。すなわち古くは工事施工者自体が一切の建築物を商品の如く請負いこれを完成引渡しするのが普通であつた。

これはわが国の建物に昔日においてその殆んどが木造

建築物であり、その建設には特別なもの以外に特殊技能が必要でなかつたもので、この慣習が今日までそのまま残っているものであつた。これが設計施工の因となりこれで設計業務の相当量が消化されてをり、現に全国的に登録する総合工事業者の数は約26,300(25年1月)であり、他面設計監理業者の数は1,700(24年3月)である。

更に一般社会の人達が建築に関する認識の欠除から建築を二次的生産扱いをなし、比較的軽視したためか設計業務だけの書類よりむしろ安易に利用できる器としての建築物そのものを要求する慣習性から抜けきれないようである。ここに設計専門事務所が設計する場合についてこれを具体的にいえば、その事務所の責任者はすぐれた建築士であるとともに人格者であり、その人の信望と技術を信頼して設計を依頼されるものであつて、その責任者は建築主の性格をよく理解してその意とするところを表現する。すなわち、かゝる事務所は個人的性格を多分に有し、その構成員もその責任者の人格と信望をしたつて集つたものである。従つて組織も特別な事務所を除いてはその構成は比較的の小規模のものであり、そこには独自のチームワークともいわれるべき気風がある。かゝる特色のある事務所での設計々画が実現したものは、どことなくその事務所の風格が建築物に反映して独自の存在が見受けられた。しかしながら科学や文化の進展とともに設計業務の機構も漸次に複雑化し、意匠・構造・設備の分野も視界が広く且つ深くなり、分業的处理機構の確立より更にこれの技術的な統合母体の必然性が生れるのでわからうか。すなわち、設計業務の遂行方策も今後次第に綜合技術主義に移行するのではなからうかと思考される。

次に建設綜合業者の設計については現在の機構においては殆んどがその施工と一連の關聯を有し、いわゆる設計施工の場合が多い、すなわち建築主の商品的見地より建築企画がなされるものである。従つてこれらの設計業務の単独化は考へられないともいふる。

建設綜合業者としては一つの建築物を完成し引渡すことが目的であり、これが手段として設計と施工をなし一元化した綜合取りまとめをなして建築主の企図に奉仕するのが第一である。故に設計と施工の一元化した組織を

もち、その組織が信頼される技術と信用が満足される基盤にたゞなければならぬことは勿論である。かゝる理念の下において設計をなすに当り、その建設綜合業者としての能力を発揮して施工部門と密なる關連を保ちつゝ設計を進めるのが普通である。そしてその表現は設計担当者個々の意志の表現をさけ、建築主の意を体し、それを特色づけ、広く衆智をあつめ、施工面における經濟問題等を勘案し一丸となつて設計業務を遂行している。これは建築主の注文当初より設計専門事務所とその性格が異つているといふえよう。

建設綜合業者の設計部門はあくまで完成せる建築物創造への手段であり、それはあたかも造船業者と軌を一にするものである。すなわち、船会社としては「完成せる船」を要求し、それまでの過程である設計・資材・施工の一切を造船業者の手腕に期待する。又造船会社は夫々独自の立場より設計はもちろん資材の手配をなし艤装に至るまでの一元化した組織の下に最善をつくす、これは決して設計業務だけの単独ではその意味がないのではなからうか。すなわち造船所全体として伝統を誇る完成せる船の引渡しがなされる。両者を比較すれば建設業者の設計業務もまた造船会社の設計業務と軌を一にしているといふえやう。

最後に設計業務に関する報酬の問題については設計事務所は相当の報酬を請求するが建設綜合業者は別段これに言及しないのが通例であつた。

設計事務所の請求はこれによつてのみ経営が維持されるものであるから当然請求をなさねばならないものであるが、建設綜合業者の場合は前述の通り一つの建物を完成して引渡すことが目的であり此の完成への方途として設計業務をなし更に施工をなし全く一元化した綜合技術によつて生じた建物を建築主に提供する。すなわちそこに各々を分離して金銭的裏付ををなすことは綜合業者としての信用と技術を尊重し総てを委嘱された企業者の思考にそわず、又本来の使命を抹消するものであるともいふる。かゝる理念の下に綜合業者の設計部門は独立採算制を採らず、専ら全てを施工面によつて生じた正当な利益によつてその経費の全般が賄れてきたのが現状であつた。かゝる方法を採用している綜合業者の設計部と設計事務所については今後の時代の変化と建築主の要求と法的制約によつて更新するものであらうと思われるが、これは今までの慣習によつてかくされて來たものであるが、建築士法の実施と共に建築士として設計と監理について抱負と責任が負荷された今日、今後何等かの形で改変せられるとともに、正当なる技術的責任に対し採るべき方策と在りかたについてはもつと考究すべき点があると思われる。

(筆者 竹中工務店設計部長)

合 社 資 料 大 阪 市 北 区 木 幡 町 三 一 番 地 電 話 堀 川 四 一 六 四 番	合 理 的 工 法 ・ 責 任 施 工	防 錆 完 全 ・ 中 空 防 音	耐 震 ・ 耐 火 ・ 軽 量 ・ 堅 牢	採 用 下 さい ・	は 日 進 式 を 御	を ・ 輕 量 鉄 骨	に ・ 輕 量 鉄 骨	間 仕 切 ・ 天 井

此の頃思うこと

竹内成夫

私は最近煙草をやめた。いままで二三辺やめたことはあるが、そのため目立って健康状態が良くなった様にも覚え、いつか又すい始めてしまった。近頃は一日に三箱四箱と吸う様になり健康上著しく良くないことがはつきりわかつたので節煙したい所ではあるが、一思いに禁煙してしまった。一寸した病気をきっかけにしてやめたのであまり苦痛を感じなかつたが、病気が癒るとそろそろ何やら物足りない様な気がしはじめた。特に食事の後がどうにもおさまりがつかない。それでもどうやらがまんしてもう二週間程になる。そのためか三度の食事もおいしくなり、今度はたばこを止めたかいがあつた様に思う。

さて煙草をやめて数日後のこと阪急の駅で電車を待っていると一人の老人がせわしげにプラットホームを歩いてきた、年の頃なら50から60、よれよれの色のあせた背広をきて、小脇にかゝえた大型の書類カバンから想像すれば、己に恩給もついた官吏でもあらうか、すつかりやせて色つやのない顔をうつむきかげんに、コソコソとせわしげに歩いている。そして片手にはタバコをはさみ時々せわしげに吸いつけるのである。今までならば何の気なしに見逃していた光景であるが、この時丈妙に私の注意をひいたものだ。出勤前のあのせわしい時間にせかせかと煙草を吸う必要がどこにあるのだろうか。あの老人がたばこを止めたらもつと肥り、顔色もつややかになり、毎日のタバコ代をつみ立て、新しい服の一つも買えるだろうに、などと考えさせられたのである。何もタバコを吸うのが悪いとはいわないが、吸う必要のない時に、吸はない方がいい様な人が吸はなくてもいい場所で吸うのかいけないのである。そしてそんな簡単な、はつきりしたことが、自分がタバコを吸っていた時分には分らない、いや解つていても感じないのである。併しタバコのみには又彼等の言い分があり、タバコを吸つた事のない人にはわからないものがあるのだらう。

官公庁の営繕課につとめているものにとつて、そのあり方について常に反省をしてはいるものゝやはり第三者の立場に居られる方々からいろいろと御意見をきかして貰うことが必要であつて案外簡単なわかりきつた様な事を氣にもとめずに誤りをおかしている場合がしばしばあらうと考えられる。

先々月の本誌に「官公庁では、大学を出て数年もすれば、はんこばかりつく様になつてしまい、実際の設計は新米がやつているからだめだ」といういみのことが出ていたように記憶するが、事實は必ずしもそうではない。

たとへば永年の勉強と経験によつて漸く一人前の仕事出来る様になる建築技術者については他の一般事務職員と異つた待遇一給与に於ても、又地位についても一が考慮されれば、現在の職階制の下に於ては官公庁に有能な技術者を多数保有することはむづかしい。しからば官公庁では企画丈をやつて設計は民間の技術者にやらせてはどうか、という意見も出るであらう。併しながら企画こそ最も重要なことであり又有能な建築家でなければならぬ仕事であるそして実施設計と切つても切れない関係にあり、むりに之を離せば企画という仕事は宙に浮いてしまふおそれがある。

官公庁の営繕課には有能な技術者が少いから、ホテルや病院の様な高度の技術を要する建物の設計はむりでである。といういみの意見もある様だが、私をして言わしむれば、之はむしろ反対であつて官公庁なればこそ、民間の有能な建築家やその他の技術者の知識経験を取り入れ或はそれらの意見をきく機会を得られるわけで、もしこれが民間の一建築事務所に委託されたならば、他の建築家達の意見が、充分取り入れられる機会があたえられるであらうか。たとへばホテルに泊つた事のない人が設計したホテルであつても、多くの有能な建築家の意見を充分取り入れ、又宿泊者や経営者、料理人、ボーイ、その他の技術者やホテルに関係のある、あらゆる人々の意見を夫々きき、之を取捨せんたくしてまとめ上げたプランであるならばそれはむしろ。完璧に近いものといつても過言ではなからう。私は官公庁の設計になる建物が、かゝる意味で、その国に於ける建築技術のパロメーターであり度いものだと思う。

私は民間の建築事務所が官公庁関係の建物の設計をする事について反対するものではなく、むしろ現状では定員も少く、仕事が過重であるので、その方が望ましいと考えている位である。併しいろいろとその間に隘路があつて思ふにまかせぬ事が多い。第一設計を外注する方法であつて、特に希望者が多い場合之をどの様に処理するかという点である。第二には委託費の問題であり、之は一応設計監理協会の標準設計監理料金が定められてはいるがあれは少し高すぎる。もう少し実状に即した規定が設けられてしかるべきであらう。第三には官公庁と建築事務所との間に完全な意志の疎通がなければならぬことである。予算や意図を無視した設計をされては困るし、又所要の建築を完成するのに必要な予算が充分組まれなかつたりしては何ともならない。こゝに両者の意志がびつたり合ふことが何にもまして望ましいことである。この点が工事施工を入札によつて決定する様な具合にかんたんにゆかない所以であつて、特定の建築事務所に委託する事の出来ない官公庁の立場として誠にむづかしい問題であらう。建築事務所を総合的に統轄する或団体があつて、それが一手に之を引き受けるとしても、各事務所への配分に當つて、不明朗なきを期し得るかどうか。これ等の点についても各位の御意見をきき度いものと思ふ次第である。

(筆者 大阪府庁営繕課長)

建築事務所のあり方

小 西 岬

1. 設計と施工

設計と施工とを分離すべきや否やに就いては、屢々論議される問題であり、各自の立場に応じて自分に都合のよい様に主張されてゐる。

建設業者中には分離すべきでないと主張する人が多いが、人間が一人残らず慾を離れて神の心境に達して始めてこの事が理想通りに行く問題であり、普通の人間では矢張りから設計した方がよいという事を知り乍ら、或程度建築物のよくなるのを犠牲にしても、施工の経費の少い方の設計に走るのが人情ではなからうかと考へられる。勿論どの程度良心的に設計・施工をするかは、建設業者が如何に信用を重んずるか、即ちその業者の方針とそれに携る人の良心によつて左右される事であるから、一概にすべての建設業者を斯くの如しと云うのではないが、少くとも大部分はこの通りである事は間違いない。

又建設業者は設計をした建築物に就いては、仮令他の業者と競争入札をしても、他の業者は遠慮をするから設計をした業者に落札の機会が多い現状に於ては、設計と施工との非分離を主張する建設業者の多い事も尤もな話である。

素人にも近寄り易くそのよしあしが分りよい様にみえて、案外分りにくいのは建築技術ではなからうか。自動車に例を採れば設計・製造の拙いのはすぐ故障があり、燃料は喰うが力が出ぬという具合で、素人でもそのよしあしはすぐ分るし、又取扱者は一応自動車に対する知識を持つてゐる人であるからすぐ分つてしまう。他の機械類にしても其の通りである。ところが建築物の場合は間取りの悪いとか、エレベーションが悪いとか、仕上が汚くてまづい等、誰でもすぐ分ることもあるが、大部分の欠点はそれを使用する人が素人又は関心の薄い人である事や、隠れる部分も多い事とて、急に分らぬ場合が多い。設計や施工が悪い為に水が廻り軸組が腐り初めるのは、数年乃至十数年先の事である。地震に弱い事も地震がある迄分らぬ。その他にも色々あらうが、要するに或程度無責任な設計・施工をしても建築の場合は割合にカモフラージュ出来るものであるし、又その価値も案外素人には分りにくいものである。この様な観点よりすれば当然設計は建築事務所で技術、経済、使用上等あらゆる方面より研究設計されたものに従い、建設業者の優秀な施工と相俟つべきであるが、世上建設業者は設計施工をやるものと考へ、建築事務所が存在意識すら知らぬ人の往

々見受けられるのを考へると、建築事務所側としてはもつと啓蒙に努むべきであると共に、建設業者も真に建築技術や建築界の向上に思を致して設計・施工の分離へと進むべきではなからうか。

一方建設業界に於ける設計担当者は決して優遇されてゐず、多くの建設業者は現場第一主義で、設計はサービス部門として従に考へてゐる向がある。即ち建設業者で設計に従事すれば優遇されぬ為に有能な技術者が集り難い事になる。勿論優秀な多くの設計技術者の居られる事も否定出来ぬ事実ではあるが。

以上の事々を考へてみると、設計と施工とは分離すべきであり、建設業者が優秀な良心的設計・施工を全うする事は極めて困難な事であるし、又建築事務所も同様に設計・施工をする様な事はあるべきでないと考へる。

2. 入札制度

建築事務所設計を完了し、施主と合議の上又は委任されて事務所建設業者を指名競争入札をする場合があるが、大抵の場合最低者に落札する現状である。これは施主の予算の関係もあるが大いに考へるべき事であると思う。勿論同一の設計図書に基いて施工するのであるから、A業者に落札し施工しても、B業者に落札して施工しても同一のものが出来なければならぬ理屈であるが、実際はそうではない、例へば左官に同じ材料を与へても出来上りは左官の技術に左右される様なものである。建設業界では当今殊の外競争が激しいから、見積金額を下げる為に当初から仕様書より程度を下げて施工する積りで入札する不徳業者もなきにしもあらずである。さればA業者が仮りに1億円B業者が9,500万円の入札をしても、A業者が大変信用のある良心的な仕事をする業者で十分1億円の価値のある仕事をする見込であり、B業者はその信用状態からみて9,000万円の値打しかない仕事をする類であればA業者に決定すべきである。結局1億円を出してもそれの方が安い結果となる。金額の大小にとらわれ、出来上る建物の価値を考へに入れぬのが根本的に誤れる考へであると思われるが、目前の金額の大小にとらわれるのが人間殊に日本人の短所である。「安物買いの銭失ひ」「安から悪から」になる事が多いから建築事務所が率先この誤れる考を是正する様に努むべきである。

昔から建設業者は所謂請負で極力手を省き材料の悪い

のを使用してボロ儲けをするとの概念を世上に植えつけてあるから、(勿論今日此頃そんな業者もなからうか)可成安い業者に決定したいという施主の心理も手伝つてある事でもあるから、最近の建設業者はもつと誠意のある者である事を世間に認識させる様に全力を尽すべきではなからうか、そんな概念のある限り我々建築事務所のものが如何に推薦しても特定業者に随意契約の方向に持つて行くのはむづかしいし、建設業者は永久に競争に苦しみ自分で自分の首を締めてある事になる。現に或人が昨年或一流業者から地下鉄工事の残土を大変高価に買ったが、すぐ近所の人から他の業者からもつと多量に同じ地下鉄の土を無料で、而も均し返してもらつて入手したのをみて余りにその差が大きいので調べると市から残土処分費を貰つてある土を更に金を払つて買ったわけで、一流業者でもこの調子で今更乍ら認識を更めた様なわけである。

最近役所辺で最低入札者に工事を渡し、途中でその業者が経理面で苦しみ、仕事を投出した幾多の実例があるが、最低入札者に落札する事は仕事の悪い場合も多いし、又この様に旨く行かぬ事も多いから一日も早く改むべき事ではなからうか。

又建設業者にしてもお互ひが苦しい競争をして苦しい仕事をするという立場でなく、随意契約とか仮りに入札するにしても無理のない正々堂々と仕事が出来、適正な利潤を認めてもらふ様に進歩したいものである。

3. 事務所と人

建築事務所、建設業者其他何れの社会に於ても人が基をなしてある事は勿論であるが、建築事務所程人の重要度の大きいものはなからう。建設業者に於ては、手持資材、購入材料、労務、天候其他種々の条件に支配されて工事のよしあし、営業成績の良、不良が決まるが、建築事務所に於ては、一に所長以下幹部及所員の技術、人格が主なる要素となつて設計のよしあし、営業成績の良、不良が決定するものである。又人が実際にスケッチ、製図、計算、積算し、仕様書を書いて初めて設計料が入るのであり、大体金額相当の汗を流して経営が成立つもので口先のみで千金を得るものでは決してない。而も現在の設計監理協会並びに建築士会の協定設計料では全員夜に日

をついて働いて事務所が生きて行ける程度である。即ち事務所では人そのものが最大の資本である。

建築事務所へ設計を依頼する人は決してその事務所の資本金が大きいから設計を依頼するのではなくて、所長或は幹部の技術を見込んで、この人の技術なれば安心して委せると考へればこそ設計を依頼する場合が多い。よく医者に例へる人があるが病気の時医院が立派だから安心して診察してもらふのでなく、その医者の医術を信用するから診てもらふのと同様である。これが建設業者となると様子が異り工事費と業者の資本金や経理状態を見きわめた上工事を依頼されるのが殆んど総ての場合である。

されば建築事務所の幹部は十分施主にその技術を信用されねばならないし、それを助ける技術の優秀な所員が存在せねばならない。設計の依頼は商品を売歩く様に駆けずり廻つてあるものではなく、又その様にしてあつても技術が伴わぬと馬脚を出して却つて信用を失墜する結果となるもので、幹部の信用が次々と施主の口から云いふらされて次々に仕事が行くものである、私の知人で建築事務所の幹部で建築家でない人があるが、施主に技術上の信用を与えぬ為今一步と云う所が旨く行かぬと云う事を始終洩らしてゐられた人があるが、つくづくその感を深くするものである。

従つて事務所に於ては設計の一つ一つに一步づつ進歩の跡がみえる様に常に全員が研鑽に努力して他の事務所と競争し信用を高める様にせねばならない。

4. 設計監理料

工事費は材料、労力費の値上りに応じて其の都度上つてゐる。然し設計監理料は工事費にある率を乗じたものであり工事費が上れば自然設計料も上るとの理由で旧態依然として變つてゐない。而し現在の率で満足すべきであらうか。恐らく極めて良心的に懇切丁寧に設計監理を行うには余りにも其の率が低いと云わざるを得ぬ。設計とは設計者が気の済むまで何回も練りに練つて出来るものであり、その上何分の一かの模型を作つてみて検討する位にして初めて満足のゆく設計が出来る。それにわ現在の一般の設計料が安すぎるのである。現在の設計料が仮りに2倍、3倍になつても工事費からすれば僅少であ

スチール サツシュ
// ドア
// シャッター

オペレーター・伸縮戸・面格子
設計・製作・修理

日本サツシュ株式会社

大阪市東区高麗橋二丁目九番地
電話土佐堀②995・3979番

ペデスタル杭
太洋組株式会社

電話 直 通堀川⑥6701
堂ビル堀川⑥ 951・1820

る。それだけ手間をかければ高くなつた設計料以上に価値のあるものが出来る筈である。

現在の設計料では十二分に満足すべき設計が出来ぬとすれば各建築事務所が協力して設計料の引上げを企て、心ゆく迄の設計をして建築技術の向上を図り優秀作品を世に出すべきである。

如何に事務所相互の競争が激しくとも、我々の権威の爲にも設計料は余り値引きせず、その代りに十分設計料に釣合つた設計をして施主に十分酬いる様にすべきだと思ふ。

5. 施工技術の向上

建築の現場を見て何時も感じることは施工法が昔のまゝで進歩の跡の少い事である。勿論少しづつは進歩してゐるのであるが、余りにも進歩の速さが遅すぎるのである。最近ではコンクリートブロックや空気連行コンクリート、或は仕上材料として時々新しいものが出てゐるが、空気連行コンクリートにしてもコンクリート強度が上昇する程度のものである。私は建築工事の施工期間の極度に短縮される様な方向に建築事務所も建設業者ももつと真剣に考へるべきではなからうかと考へてゐる。貸事務所が2ヶ月早く出来れば貸室料はそれだけ多く早く入る事になる。殊に工場等では早く竣工使用する事による利益は大きく、少し位工事費が高ついても問題ではない。繊維界が活況を呈し各社競争で工場建設を始めたのはよいが、工事期間が長い為に工場の働く頃は繊維界もよくなく、折角の施設の価値が少くなる様な事が多いのではなからうか。コンクリート強度が3日も経てば現在の28日強度位の出るセメントが少し位高価でもぼつぼつ出てよい頃ではなからうか。仮枠の取外しに追はれる位であれば如何に工期が短縮される事であらうか。掘方も勿論手に頼らず機械を利用する事に、又地盤の悪い場所では杭打に殊にコンクリート杭の場合には甚しく時間を費すものである。何か薬液を圧搾空気で地中へ注入すれば数十米の下層部の軟地盤を硬化出来る様な事は出来ぬであらうか。京都大学土木教室の近藤教授のソイル・コンクリートなんかは何かヒントになりそうな気がする。これなんかは実現すれば既存建物の下部地盤を硬化し、

その建物を耐震的にするのにも大いに役立つのであるがペイントも刷毛で塗るのではなくスプレーがもつと発達して工期を短縮出来る様にすべきである。鉄筋の爪を手で相変らず曲げてゐるが伸鉄工場で機械で爪を拵えて置いて売出せば如何程手が省ける事であらうか。継手の長さは予めペイントとか刻印で鉄筋径に応じて印をしてあれば大変好都合である。その他工期の短縮に役立つ改良すべきことは無数に存在する。世間を眺めて他の部門は割合進歩してゐるのに独り建築界のみ立遅れてゐる様に思われる。私は上記の程度の事が可能になつてもよい時期ではないかと信じる。我々建築技術者が率先して化学者や他の人々の協力により、工事のスピードアップを真面目に考へねばならぬ時代であると思ふ。

6. これからの設計

建築物が人の使用するものである以上、外界の風雨寒暑から人を保護するだけでなく一步進んで人に快感を与へ能率を上げさせる様にしなければならない。事務所や興行場の一部に暖冷房が行われてゐる位では未だ十分ではない。紡績工場で温湿度調整が行われてゐるのは繊維の質のよいのを得る為に必要であつて働く人の能率の事は考へてゐぬ。アメリカの雪の深い地方で屋外のパーキング・エリアにパネル・ヒートングをやつてゐる話もあるがそこ迄行かず共、せめて人が働き住む建物内だけでももつと気持ちよく、能率を上げられる様に考へる位にしたい。事務所の階段の蹴上げ踏面にしても勿論使用する人の身長其他により異つても、大多数の人にもつとも楽で疲れさせぬものがある筈で、階段一つに就いてもその辺迄研究を進めてはどうであらうか。照明についても同様で窓の大きさ配置、電燈の配置の決定にもそこ迄考へるべき問題である。カイザー製鉄所の平炉工場でエアー・コンデショニングをやつてゐる話を聞いた事があるが真にその建物へ入る人の気持ちになりきつて、その辺迄進歩せしめる様我々が世の中をリードして行くべきであると思ふ。

(筆者 大阪建築事務所取締役)



建物クリーニングの店

創業30年 古い歴史と新しい技術

ビルディングのクリーニング工事
古い住宅が新築同様になる美素工事 請負
新築住宅にお手入れのいらぬ美素工事

株式会社 美素工業所

大阪市東区瓦町(堺筋)三和ビル三階 電話北濱5888番



法定建築士の横顔

小 川 誠 耳

衛生工事屋生活30年。その間に側面から見聞してきた「建築士法ができあがるまで」のイキサツを追想すると淡い感懷がないでもない。もとより、私は建築士になれる履歴の人間ではないし、おのれに直接の分野のこともないので、漏れ聞いたにすぎず、正確な主意も推移も知っているというわけではないから、門外漢が、よけいなモノを申す筋合もないかもしれぬが、しかし、自身の職業上営業上、アカの他人の事情ではなかつたし、いよいよ誕生した「建築士法」は、大いに衛生工事屋にも関係すべき内容をもっている。そこで、「建築と社会」1951 9月の「時の言葉」を読んだとき、いろいろなことが考えられはじめたのである。「真の意味の建築士の問題はやはり後に残つたのである」という、「時の言葉」のククリは、よい意味でも、わるい意味でも至言のようである。

そもその「建築士」提唱者の真意は、今日誕生したような法をつくるつもりではなかつたようだが、敗戦後の世相は、提唱する以上は民主的ならざるを得ないし、それでなければ手を引くより仕方がないし、乗りかかつていた長年の舟で、いまさら手を引くのも内ふところをのぞかれるようで、いささか面子にも影響する、というような複雑な心理状態がみられる。建築設備業者から言えば、旧来からの建築士という卵がフ化するの、大した関心事ではなかつたが、誕生直前の案を、日本管工事工業協会が見せられたときは、オダヤカでない氣になつた。そこで、同組合が建議をしたり、設備士がどうのという問題でモメたりしたのだが、この問題は、これからまだ当分は未解決で将来に残りそうである。

今日誕生したような内容の建築士を、わざわざ大さわぎしてまで法化するほどのことがあつたのかどうか、ということは、私個人としては疑問である。しかし、これも社会学校の卒業証書の種類であり、ただに建築技術者ばかりでなく、他の一般技術面でも、そうなる傾向があるのだから、別にケナすわけなどサラサラないが、いささか自分で自分を窮屈にしてしまった感がありはしないか。もつとも、その技術面の質は、一応一定線以下が無くなるとも言えるので、よいことである。昔私の接した帝大出の工学士さんは、運動の代表選手で、大学在学中一切を運動に専念し、勉学はほとんどせず、卒業論文も一切を同級生が仕上げてくれたのでよく知らないのだと言つていたが、かような人はその技術面の体得欠如や不

足のみでなく、一般常識も片寄っているものとみえて、結局世の中では円満な生活ができず、まず軽卒な結婚で失敗し、役人になつて職責上の不要なイキサツで刑を着た。まあ、かようなのは極端であろうが、今後はこんなふうな建築士は無くなるであらう。

衛生工事屋などという商売は、好きでやめられないか道楽でしかやるものでない、というのが私の持論なのだ。昔から今日にいたるまで、おそらく今後でも、金モウケで初める商売ではない。終戦直後の変体世相でなにも知らぬ素人まがいの人たちが、えらくモウかる商売と感違ひして、一番オカマを起す氣で、われもわれもとハデに開業したが、この新興グループで今日までも残つているのがあるだろう。この商売は極めてジミな営業で、カタクのマジメに経営しなければならぬ性質のもので、一生続けてもハデにモウかるような時季はない。そのかわり、細々とでも決してスタる営業でもない。よくしたものである。第一、金をモウケるのが、目的なら、なにもこんな人手を要し、適時に雇用も解雇も困難な技術者を要し、複雑な組織体で営む仕事など、コケの骨頂である。つくえ一つ、電話一本でモリモリとモウかる単純な仕事はいくらでもあるのだ。大規模の企業体にノシ上るほどの需用はなし、中というより小に近い企業内容で、一応はこのごろの一切の法規に従わねばならず、税でも、ツキアイでも、何一つ簡易にはならず、子供のくせに大人の生活をしなければならないような、息のきれかたであつていつそ、こんな営業は解体して、設計監督者と、現場技術員、工員とに分離してしまつた方が、工費も安あがりになり、氣持も割切れるのではないかと思うことさえ、しばしばある。

これは、別に本題には関係のない衛生工事屋の内幕であるが、これに関連して言いたいのは、これを営業としてきてザツと30年。そのそもそもから、営業という以上、論語や孟子の中から生れてきたような、君子であつては商売にならないので、「清」もとより、「濁」でも承知でナジむ氣持に慣れざるを得ない。そこで、かかる面から、永年商売上で触れてきた人方には、やむを得ず、その裏側もかなり見聞させていただいた。人を裏返しにしてみることが習慣性になるほど身にもつた。ここに法と関連して少しばかり氣がかりな問題があるのである。

こんなことを書くと、とかくだれにもイヤがられ、変にけげらいされ、遠ざけられる。私も今日お給金をいた

だいている営業体の minus にこそなれ、ちつとも plus にならない。しかし、こういうふうにつけて回らないと、私の言う、気がかりな問題というものの内容がよくわからないのだから、歯がゆいのである。なにも、私はここでイヤがらせを言うわけでも、まして変な暴露戦法に出ようというのでも毛頭ないので、実は、かような回りくどい言方をするのは、「建築士法」の全文を数回読返したが、不分明なことがあるので、その境界線を知りたいと思うことがあるからである。というのは、法には、建築士というものは、「誠実にして適正なる業務」を行うものである、ということが表現されている。これはだれに異論のあるはずもないことだが、この誠実と適正というものの限界、つまり、どこからが不誠実であり、どの辺からが不適正になるのが、30年来の慣習にナジミきついているせいか、私の頭では不分明なのである。正のビンと、不のキリとは、まずまずハッキリしているとして、その、正と不の境界線はとなると、その中間に、せめて線とは言えなくとも、帯ぐらいの幅があるべきはずだと考えるが、どうもその幅がよくわからない。これは、わからないのが当然だとか、わからないままの方がオモムキがあつて、それが世の中さ、というような処世観念も、もとより知らないわけではない。しかしです。それならなにも、「建築士法」なんてヤボなものを制定する気がしれない。と思うのである。いやしくも士という以上、人格あつての技術でなければならないことを根底としている。

今後は、建築士は建築事務所や設計株式会社にばかりではない。建築請負会社にも、設備関係業者中にも存在し得て、いたるところの現場で接触しなければならない。法の第10条(懲戒)では、「一級または二級建築士がその業務に関して不誠実な行為をしたとき」とあり、建築士法であるから、士のことのみをうたつてあるだけでよいのかもしれないが、不誠実な行為を自己単独で行つた場合は別にして、むしろ相手のあることがはるかに多いはずである。相手があつての場合、結果としての不誠実には、その責任は双方にある場合も多い。相手が建築士

でなく、その相手を買める適法が存在しなかつたら、なんだか、かかる立場に置かれた建築士が気の毒のようにも思えてならない。

もうひとつ。第10条により聴問にもつてゆくのは、よくよくの場合であろうと想像する。ここまでくれば、もはやその結末の如何にかかわらず、その主人公はキズを負う。ここまでくる間に、もつと良心と融和とを基礎にした調整機関が存在し、だれもが、気安く、申出も話合もできるようにしたいものだと考える。結果にならないうちに、原因の間に、物事を処理したい。が、それにつけても、適正と不誠実、不適正との境界を、もう少しハッキリしておきたいような気になるのである。

敗戦前、つまり法の無かつた時分でも、半ばマヒしている営業人種の良心にさえ、気のトガめるような事象はかなりあつたが、しかし、法が無いのだから触れるということもない。それらのなかには、それと同一事象が今後おこれば、これは明らかに不誠実不適正であると思われるような種類のものもあつた。

法ができて、それに触れるのがコワイから、かろうじて保持されているような誠実や適正だつたら、もうおしまいである。現在も、今後相当長い将来も、おそらく世相はコントンとしていることであろうが、建築士ばかりが誠実で適正でなければならぬ理由もないし、なかなか孤高を望んでも得がたくまた保持しがたくもある。ありとあらゆる職業職責において、すべて誠実で適正であるべきはずである。衛生工事屋もとより、法のもとにある建築士以上に誠実と適正が必要である。なにをいふ、まず、私自身きびしく自戒自省すべきものと思つている。

ところで、この、中心に近よらず、円周をグルグル回つていような、ものの申しようは、わからない方には不得要領であつてもさしつかえないことなので、わかる人にはよくわかることだと信じる。わかつた方だけでよいのであるが、どうか私の真意を率直に受入れていただきたいのである。

(筆者 齋久工業株式会社 常任監査役)

理想的床材料

リノリウム



リノタイル

特製 リノリウム糊

リノリウム・ワックス

東洋リノリウム株式会社

本社・工場 兵庫県伊丹市伊丹五五八 電話 伊丹 1・51・69

大阪事務所 大阪市東区瓦町二丁目 三和ビル 電話 北浜 375・376

東京支店 東京都中央区銀座四丁目 三和ビル 電話 京橋 1701・2564

建築積算便覧(第17回)

4. 建物延坪当りの木材量

建物の用途	延 1 坪 ニ ツ キ 石			延 1m ² ニ ツ キ m ³		
	仮設程度	普通程度	中 程 度	仮設程度	普通程度	中 程 度
住 宅	2.0~2.3	2.3~2.6	2.6~3.1	0.17~0.19	0.19~0.22	0.22~0.26
店 舗	1.8~2.3	2.3~2.5	2.5~3.0	0.15~0.19	0.19~0.21	0.21~0.25
寄 宿 舎	2.0~2.3	2.3~2.6	2.6~3.1	0.17~0.19	0.19~0.22	0.22~0.26
倉 庫	1.4~1.6	1.6~2.0	2.0~2.5	0.12~0.14	0.14~0.17	0.17~0.21
工 場	1.5~1.7	1.7~2.1	2.1~2.5	0.13~0.14	0.14~0.18	0.18~0.22
事 務 所	2.2~2.6	2.6~3.0	3.0~3.6	0.19~0.22	0.22~0.25	0.25~0.30
学 校	2.1~2.4	2.4~2.8	2.8~3.6	0.18~0.20	0.20~0.24	0.24~0.30
病 院	2.4~2.8	2.8~3.2	3.2~3.7	0.20~0.24	0.24~0.27	0.27~0.31
上 家	1.0~1.5	1.5~1.8	1.8~2.1	0.09~0.13	0.13~0.15	0.15~0.18
板 塀	0.4~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	0.03~0.04	0.04~0.06	0.06~0.09
小サキ築物	3.5~4.5	4.5~5.0	5.0~5.5	0.30~0.38	0.38~0.42	0.42~0.46

(註) 板塀ハ面 1 坪及面 1m²ニ付キ示ス。

小サキ物トハ浴場・便所ノ増築・監視哨舎等ノ坪数 0.5~30坪位ノ建坪ノ小サキモノヲ云ウ。

5. 建築物其ノ他木工各部分の木材量

区分	名称	摘要	木材形状・区分 積算単位	木 材 量 (石)				木 材 量 (m ³ /m ² 又ハ m ³ /m)
				角 又 ハ 平 角 材	小 割 材	扱 材	計	
床 組	畳 下 床	大曳、35角 根太15角板5分	面 坪 ニ ツ キ	0.211	0.060	0.199	0.470	0.040
	板 張 床	〃 板6分	〃	0.211	0.060	0.302	0.573	0.049
	〃 (転床)	〃 〃	〃	0.162	0.060	0.262	0.484	0.041
天 井	竿縁(3分板)	竿縁 10角 廻縁 15角	面坪 当リ	—	0.062	0.131	0.193	0.025
	打揚(4分板)	〃 共15角	〃	—	0.064	0.175	0.239	0.020
	テツクス下地	〃	〃	—	0.094	0.020	0.114	0.010
	ベニヤ下地	〃	〃	—	0.094	0.020	0.114	0.010
	木 摺 下 地	〃	〃	—	0.064	0.096	0.160	0.014
屋 根	日本瓦葺	土 留 棧 共 瓦 棧 共	屋根面 坪当リ	—	0.075	0.226	0.301	0.026
	葺 瓦	〃	〃	—	0.075	0.282	0.357	0.030
	スレート葺	樺 木 15角 野 地 5分 樺、野地ナシ	〃 〃	— —	0.075 —	0.198 —	0.273 —	0.023 —

(小屋組ヲ除ク)	鉄板葺	平葺	榑木野地	15角05板	屋根面坪当リ	—	0.075	0.198	0.273	0.023
	瓦葺	瓦葺	榑木野地	15角05板	〃	—	0.150	0.198	0.348	0.030
	渡型鉄板	榑木野地	榑木野地ナシ	〃	〃	—	—	—	—	—
	雑葺	柿板	押へ木摺共	〃	〃	—	0.075	0.198	0.273	0.023
	ルーフィング	—				0.075	0.213	0.288	0.025	
	杉皮	—				0.075	0.213	0.288	0.025	
内外壁体(軸組ヲ除ク)	鑑下見板	板ノミトス厚4分	胴縁雨押へ共	面坪当リ	—	—	0.159	0.159	0.014	
	堅羽目々板	板3分	胴縁15角	〃	—	0.050	0.160	0.210	0.018	
	木摺下地	木摺.03×.12	05×.30×2間5枚、胴縁共	〃	—	0.060	0.096	0.156	0.013	
	ラス下地	貫.05×.35	力貫共	〃	—	0.060	0.100	0.160	0.014	
	小舞下地	竿木.13角	巾木.07×.50	〃	—	—	0.036	0.036	0.003	
	横羽目板	胴縁.05×.20	〃.05×.30	〃	—	0.012	0.199	0.211	0.018	
	ベニヤ板張	目板.04×.12	笠木、巾木共	〃	—	0.024	0.106	0.130	0.011	
	テックス張			〃	—	0.024	0.106	0.130	0.011	
外壁及間仕切軸組	軒高十尺(柱三五角)	和風	閉鎖マド開口	延当	間リ	0.288	—	—	0.288	0.044
			敷鴨居共	〃	〃	0.358	—	—	0.358	0.055
		出入口、敷鴨居共	〃	〃	0.323	—	—	0.323	0.050	
	洋風	閉鎖窓開口	筋違ヲ合ム	上下段間柱、柱三五角、柱三ツ割	〃	0.323	0.123 0.069	—	0.446 0.392	0.069 0.060
			敷鴨居共	〃	〃	0.358	0.081 0.045	—	0.439 0.403	0.067 0.062
		出入口敷鴨居共	〃	〃	0.323	0.054 0.030	—	0.377 0.353	0.058 0.054	
	軒高十二尺(柱四〇角)	和風	閉鎖窓開口	土台軒桁柱共	〃	0.423	—	—	0.423	0.065
				〃	〃	0.529	—	—	0.529	0.081
				〃	〃	0.476	—	—	0.476	0.073
	洋風	閉鎖窓開口	筋違共	上下段間柱、柱一五ツ、柱二〇	〃	0.543	0.211 0.120	—	0.754 0.649	0.116 0.153
			敷鴨居共	〃	〃	0.529	0.140 0.080	—	0.669 0.609	0.102 0.093
		出入口敷鴨居共	〃	〃	0.476	0.105 0.060	—	0.581 0.526	0.089 0.082	
	和	梁間1間	小屋梁、棟木、母屋小屋貫共	建坪当	坪リ	0.183	—	—	0.183	0.016
	小	2間		〃	〃	0.325	—	0.005	0.330	0.028

会 員 動 靜

入 会 者

正 会 員 二 号 註 () 内は紹介者名

(和歌山支部)

〔株〕建工社 田辺市湊1453 (敷本芳一)。

正 会 員 一 号

(本 部)

大野 健一 西成区旭北通3の4〔三起建設〕(乃村金夫)

岡部 勝典 兵庫県川辺郡川西町寺畑字北谷42

〔大林組〕(岡本博介)。

川人 清 兵庫県川辺郡川西町寺畑字北谷43

〔大林組〕(岡本博介)。

(京都支部)

近藤 文二 京都市下京区仏光寺高倉東入ル (城南組)。

(九州支部)

皆川 成司 福岡市高宮々下町779〔福岡建設〕(薄与
莊)。

(東海支部)

野口 浩 愛知県東春日井郡守山町東海電気通信局守
山寮〔東海電気通信局建築部〕(佐藤亮)。

(地 方)

松井 宗一 富山市南新町78〔佐藤工業相談役〕(復活)

転 居 転 勤

正 会 員 二 号

(本 部)

東那サポート製造所 東邦商會に変更。

正 会 員 一 号

(本 部)

上嶋 武 東京都世田ヶ谷区喜多見町2ノ9 三和銀行
喜多見寮内(地方へ変更)。

小笠原祥介 吹田市千里山34の3。

斧出 正隆 大阪府住宅課へ勤務。

海上 雅晴 府下南河内郡日置荘町初芝住宅13の2。

島 重和 藤田組に勤務。

長田 正雄 東住吉区西今川町4の33。

東尾 七郎 府下南河内郡道明寺町林410。

松本 敏夫 岸和田市岸城町千亀利公園。

水井 幸三 大阪学芸大学事務局施設課へ勤務。

(兵庫支部)

灘波 篤敏 神戸市灘区備後町5の84。

正木 敏也 尼崎市塚口松町3丁目

(中国支部)

北川 武夫 徳山市東山1921の1。

佐々木幸雄 川崎市京町1の251。三機工業京町杜宅
(地方へ変更)。

(九州支部)

中村 隆慶 広島県佐伯郡五日市町海老塩浜(中国支部
へ)。

(地 方)

後藤和太郎 横浜市中区海岸通3の9横浜ビル〔株〕横浜
設計事務所。

元兵庫建築部長、旧本会兵庫支部長岡本茂樹氏は今
般下記の通り建築事務所を開設された由通知に接した
岡本建築事務所、所長一級建築士、工学士、

岡本 茂樹

神戸市灘区高羽楠ヶ丘103電話御影4606番(呼出)

准 会 員

稲葉 昭夫 本部正会員へ転格。

会 務 (九月份)

編 集 委 員 会

1日三時於朝日ビル白石委員長外4名建材号印刷状況
調査及10月号原稿の検討11月号企画並変更等審議す

編集理事と主計打合せ

1日五時より白石編集委員長、日野主計理事代表大和
理事会合広告に関する万般の協定をした。

出 版 委 員 会

11日3時於朝日ビル小林委員長外4名法規索引印刷の
件を了した更に21日再開第二計画につき協議

理 事 会

12日2時於朝日ビル竹腰会長、大林、東畑副会長外七
名本会今後の方針につき意見交換の結果大項方針につ
き更に検討する事とした。

教 育 委 員 会

13日三時於朝日中沢委員長外五名で第二回建築講習会
開催の件協議し17日更に小委員会を開き実行案を検討
越えて21日総委員会を開催実行具体案を了し直に宣伝
に移った。

強く優雅な

リクノイド床

テックス
フローリング
電気式通風器



責任施工

田辺工業有限會社

大阪市西区江戸堀下通二ノ一七 電土佐堀④2677.4471

仕様書₁₂ 床₇ お忘れなく
ケントロックス_{を!}

大阪 東區ガスビル裏 K K ケントク 電 北 濱(23)4905
東京 日本橋吳服橋2の3 光 生 産 業 K K 電 日本橋(24)2539
名古屋 駅前渡江町2の1 K K ケントク 電 本 局(23)4578

第二回建築講習会講師打合せ

教育委員会主催に係る打合を26日三時於建設会館三階で開催10月17日より開講諸準備協議した、

災害委員会

13日2時南区役所会議室にて開催の大阪市PTA理事会に本会池田理事及災害委員大下順三郎益尾辰雄氏列席地震風水害対策の常識普及につきPTA協力方を依頼し講演内容の梗概につき説明し大要のパンフレット凡50部を配布した。

産業会館基礎工事見学会

18日三時会勢委員会主催で北区梅田町に建設中の産経ビル新築現場竹中工務店に集合、同現場主任石河晃太郎氏並山田技師、小川設計部次長より建物並に基礎工事の現況につき詳細説明を聴衆質問等の後現場に入り見学、政岡会勢委員長代理の謝辞後解散会する者70余名盛会であつた。

プラスチックに就て講演会

20日二時於天神橋建設会館広間に於て会勢委員会主催の上記講演会開催大和常務理事司会の下に新光レイヨン株式会社稲垣製造部長より合成樹脂の建築に関連する資材につき外国及本邦の現状と同社製品につき各種サンプルを手にしつゝ詳細説明あり一同得る所が多かつた質問後展示品を見て五時散会、出席50余名であつた。

関西建材会の動靜

本会建材部会の母体として発展途上にある同会は今次徳永新会長を迎え、本月17日於清交社竹腰会長外両副会長理事と徳永新会長外同会幹事と意見交換をなし22日於朝日で幹事会27日建設会館で臨時総会を開き今後の活動や協会とのタイアップ等協議した、尙九月建築と社会は同部会の協力で建材号を発行した。

関西建材会の会章図案公募

本会は日本建築協会を母体とし、建設資材の生産販売の増進、更に製品の向上発達を目的とし、社会に貢献せんとする関西建材会であります。

以上の性格を象徴した優秀なる会章の図案を下記に依り募集いたします。

- | | | |
|---------|--|---|
| 1. 応募資格 | 日本建築協会又は関西建材会々員たること | 日本建築協会気付関西建材会宛 |
| 2. 提出図案 | 図案の大きさは3寸平方にして形は自由である 用紙はケント紙又は画紙に限り黒一色の事 | 5. 提出期限 昭和26年11月末日 |
| 3. 暗号 | 応募図案の裏面に暗号(文字に限る)を附し別に暗号を表記した封筒に応募者の暗号及び住所氏名を記した紙片を封入すること。 | 6. 発表 昭和27年1月誌上 |
| 4. 提出先 | 大阪市北区中ノ島3ノ朝日ビル内 | 7. 賞金 1等1名金5000円
佳作若干名各500円 |
| | | 採用図案に対する権限は関西建材会に属
採用図案は一部の意匠に変更するも其の
質疑には応じない。 |
| | | 8. 審査 関西建材会役員会 |

編集後記

前月号の編集後記で書いた通り、本月号を放送会館特集とする計画は挫折の止むなきに至つた。大部分の民間放送局の開設準備が遅れた事や、執筆を御願ひした方々の御多忙やらが原因である。

然し幸にも8月号の記事が相当な反響を呼んだので、これに関連した原稿を御願ひして、今月は設計事務所のあり方、建築士問題等の特集の様な形にした。又建材特集号についても、相当心配していたが、激励の御批評を頂いたのでほつとした次第である。尙今後とも遠慮なく御批評を頂き度く、又大いに誌上討論をして頂き度いと思つてゐる。

12月号の建築経済特集号の計画は順調に進行して居り、また明年正月号は1952年への展望を特集すべく既に手配を了している。(白石)

建築と社会

第32輯 第11号

売価1部80円(送料共)

昭和26年10月25日印刷・昭和26年11月1日発行

編集発行人 戸川弘

発行所 社団法人 日本建築協会

大阪市北区中ノ島3ノ朝日ビル
電話 北浜 1334~9 番
振替口座 大阪 39975 番

大阪市北区堂山町66
印刷者 網野栄

大阪市北区堂山町66
印刷所 株式会社研文社 電話 錦 2056 番

●第三二集 第一一號 掲載広告一覽(掲載順)

日新工業
安田レール
岩住鉄工所
桜物産
協和製作所
大阪機工
久保商店
東京興業貿易商会
大阪建材工業
マンテン
栗山板硝子店
三機工業
大阪城口研究所
大阪電気商会
桐田商会
齊久工業
須賀工業
西原衛生工業所
建材社
三晃商会
曾我水道工業
榮興商会

近畿電気工事
浅海電気産業
立花商会
金剛商会
産業スレート
小島工業
三高製作所
岡居宇一商店
平山円治商店
中川ラス製作所
室谷商店
片山鉄工所
ライトラバー興業
大島応用化学工業
大仏組
神治屋
田村商会
万勢商会
豊国建材店
関城化学工業所
内外土木建材社
関西塗装工業

松浦興業
亀井
新京建材社
宮本建材
ライト青写真工業
三幸商会
大阪コンベス建材社
矢橋大理石商店
吉田芳雄商店
福屋工業所
明正社
樫野石灰工業
三舟窯業
鈴木シヤタア商会
米谷建材店
水島商店
入江商店
大和商会
不二製作所
琴港堂七彩工芸
浪花工房
理研シヤッター工業
理研サツシユ
内外アスベスト

日本セメント防水剤製造所
木下謹三商店
東邦商会
高野アスファルト工業
開成鋼材
福昌
山本建材社
浪速建材工業
油脂化工社
大三製作所
建材信和会事務所
朝日石綿工業
日本レイヨン